

クロピラリドによる生育障害の発生に注意！

平成28年度に農林水産省において実施された調査によって、クロピラリドは粗飼料だけでなく、濃厚飼料にも残留していることが明らかとなりました。また、牛ふん尿を原料とした堆肥の多くにクロピラリドが残留しており、特に肥育牛のふん尿由来の堆肥には高濃度でクロピラリドが残留している可能性があることが確認されました。

このため、クロピラリドによる被害を受けやすいとされるトマト、ミニトマト、スイートピー等の品目を栽培される場合は、堆肥の施用について十分注意してください。

被害を未然に防止するために

○ 堆肥の情報を確認しましょう。

- ① 堆肥を購入する際は、可能なかぎり、生物検定が実施された堆肥を購入するようにします。
- ② これまで、取引のある堆肥生産業者(畜産農家)から堆肥を入手する場合であっても、輸入飼料の購入先や製造方法(原料・戻し堆肥の実施有無等)に変化がないか等確認します。

○ 施用の際には次のことに取り組みましょう。

- ① サヤエンドウ等の指標作物を使用した生物検定により、堆肥の安全性を確認しましょう。
- ② 堆肥の施用量は施肥基準や地域の栽培暦等を守り、過剰施用は厳に慎みましょう。
- ③ 堆肥は完熟したもの(十分に発酵が進んだもの)を使用しましょう。
- ④ 堆肥は作付けをする1ヶ月前までに施用しましょう。また、施用後は、十分に灌水することで前作の作物残渣の分解を促進し、土壌病害を抑制することができます。
- ⑤ 陽熱消毒を実施する場合には、堆肥を散布したつぷりかん水した後で、陽熱消毒を実施するようにしましょう。
- ⑥ 散布にムラがあるとクロピラリド濃度が高い部分が生じるため、堆肥はほ場全体に均質に散布しましょう。
- ⑦ ポット栽培や根域制限栽培等、作物の根域を制限する場合等は、根域の土量に合わせて堆肥の施用量を基準量から減らしましょう。
- ⑧ 作付する作物を堆肥を混和した後のほ場の土に試験的に植え付け、生育障害が発生しないことを確認して作付けしましょう。